

山梨県公報

第七百四十二号

平成十九年

三月八日

木曜日

目次

告示

廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定……………一三九

保安林の指定施業要件の変更予定……………一三九

都市公園の設置……………一四〇

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………一四〇

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一四〇

争議行為予告通知の受理……………一四〇

公共測量の実施……………一四一

公安委員会

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則……………一四一

正誤

平成十八年三月三十一日付け号外第二十一号中……………一四四

平成十八年三月三十一日付け号外第二十二号中……………一四四

平成十八年十月十九日付け号外第六十二号中……………一四四

告示

山梨県告示第七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横内正明

指 定 区 域 埋 立 地 の 区 分

<p>北杜市須玉町比志字大野山六四九八番二二一、六四九八番九五〇、六四九八番九五二、六四九八番九五三、六四九八番九五五及び六四九八番九五五の各一部</p>	<p>北杜市須玉町比志字大野山六四九八番二二一、六四九八番九五〇、六四九八番九五二、六四九八番九五三、六四九八番九五五の各一部</p>
<p>北杜市須玉町比志字大野山六四九八番二二一、六四九八番九五〇、六四九八番九五二、六四九八番九五三、六四九八番九五五及び六四九八番九五五の各一部</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)第十三条の二</p>

山梨県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大どつきやう二六八四〇の一から二六八四〇の三まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南部町役場に備え置いて縦覧に供する。(一)

山梨県告示第七十七号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横内正明

名称	位置	区域	供用開始年月日
桂川ウェルネスパーク	大月市富浜町大字宮谷字そつた戸並びに大字鳥沢字宮之沢、字真白沢、字大林、字西袴着及び字袴着	次の図面のとおり	平成十九年三月二十二日

（「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町今井字参宮地二八四番五
- 二 道路の幅員
四・八五メートル
- 三 道路の延長
三三・五二メートル

山梨県告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
南都留郡富士河口湖町船津字南八津倉五二二番六、五二二番九、五二二番一〇、五二二番一八、五二二番二二及び五二二番四
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
九一・九七メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年二月二十三日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人郷結会
 - 2 代表者の氏名 秋山富一
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市秋山六百四十八番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、広く一般市民に対して、日本太鼓（和太鼓）を中心に日本太鼓に関する事業、また高齢化社会に向かつて高齢者の生活の手助けに関する事業、また、町づくりの推進に関する事業を行い、広く青少年の健全育成と住民の福祉、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年二月二十四日から同年四月二十三日まで

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十

九年二月二十七日付で通知があった。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師などをはじめとする医療労働者の大幅増員。労働条件改善、「合理化」・業務委託反対。働くルールの確立。
- 2 生活改善をはかる賃上げと雇用の確保。「賃下げ・査定昇給」、成果主義賃金導入反対。
- 3 大幅増員・職場改善による安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現。
- 4 准看護師から看護師への二年課程通信制の受講保障、支援措置の確立。

二 日時

平成十九年三月十四日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 まずほ共立診療所

南アルプス市桃園三百四十番地 訪問看護ステーションあらくさ

甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の二十四 東八訪問看護ステーションほほえみ

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾン広瀬一〇三号 敷島訪問看護ステーション

やすらぎ

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたんぼ

北杜市武川町牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の四 訪問看護ステーションふじかわ
甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

南アルプス市桃園三百四十番地の一 ヘルパーステーションあらくさ

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 共立診療所さるはし

甲府市若松町六丁目三十五番地 共立介護福祉センターわかまつ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医協駅前ビル四階 甲府市地域包括支援センターきょうりつ

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、

または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の

停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単

独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、平成十九年二月二十二日付で増穂町長から次のとおり公共測量

を実施する旨の通知があった。

平成十九年三月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（一級基準点五点）

二 作業期間 平成十九年二月二十六日から同年三月二十六日まで

三 作業地域 南巨摩郡増穂町東部地域

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

平成十九年三月八日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則（平成三年山梨県公安委員会規則
第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

地区別推進委員定数表

地区名	定数	地区名	定数
甲府	20人	笛吹	16人
南甲府	20人	日下部	16人
南アルプス	16人	富士吉田	17人
韮崎	19人	大月	16人
北杜	14人	上野原	12人
鵜沢	13人	合計	191人
南部	12人		

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十八年三月三十一日山梨県訓令甲第七号（山梨県行政文書管理規程）

一四 下 二

一 本庁

1 本庁

平成十八年三月三十一日山梨県人事委員会規則第十三号（平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則）

一〇二 下 五

職務の級

職務の級（同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）

平成十八年十月十九日山梨県教育委員会規則第二十一号（山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則）

二〇 九 八 七

女 女 女 女
ウ ウ ウ ウ
リ リ リ リ

女 女 女 女
ウ ウ ウ ウ
リ リ リ リ